

景観チェックシート（地区別景観づくり計画（野町南部地区）） ①建築物

注)「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

「解説ページ」は、「鈴鹿市景観設計の手引き」のページ数に対応していますので、景観形成基準の詳細な内容についてはご覧ください。

	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準				
イ 形態・ 外観	b)	歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態，外観とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地の地域特性に配慮した空間演出</li> <li>○市街地では，うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など，ゆとりと賑わいのある空間演出に配慮する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 建築物は，勾配屋根を採用するなど，統一感を持ったスカイラインを形成する。			P. 23
	c)	外壁や屋上に設ける設備，屋外階段，ベランダなどは，できる限り煩雑にならないよう，デザインや設置場所を工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外設備を目立たせない配慮</li> <li>○給水塔，空調室外機，電気メーターなどは，計画段階で景観に配慮した配置とし，必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。</li> <li>○給水管，電気配線，ダクトなどが，やむを得ず露出する場合は，壁面と同系色とする，植栽やルーバーで覆うなど，できる限り目立たないよう工夫をする。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 建築設備は，建築物と一体化したり，囲いを設けたり，植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり，道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど，整然としたまちなみを形成する。			P. 25
ウ 色彩	a)	建築物等の外観に用いる色彩は，以下に示す範囲内とすること。ただし，着色していない木材，土壁，ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10％程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。	<input type="checkbox"/> 建築物の外観に用いる色彩は，以下に示す範囲内とする。ただし，着色していない木材，土壁，ガラス等の色彩又は建築物の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10％程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。				P. 26

  

■外壁に使用可能な色彩の範囲（マンセル値）		■外壁に使用可能な色彩の範囲	
使用する色相	使用可能な彩度	使用する色相	使用可能な彩度
R, YR, Yの場合	6以下	R, YR, Yの場合	6以下
その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下	その他の場合	2以下

	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ																								
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準																												
ウ 色彩	b)	周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R～2.5 Yの場合</td> <td rowspan="4">5～9程度</td> <td>4程度以下</td> </tr> <tr> <td>2.6 Y～10 Yの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～PBの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	R～2.5 Yの場合	5～9程度	4程度以下	2.6 Y～10 Yの場合	2程度以下	B～PBの場合	2程度以下	その他の場合	1程度以下	<p>□建築物の外壁は、暖色系色相（Y R）を基本とし、彩度を低く抑え、明度をやや高い色を用いるなど、暖かみがあり落ち着いた雰囲気をもつ住宅地景観を形成する。</p> <p>□建築物の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R～2.5 Yの場合</td> <td rowspan="4">5～9程度</td> <td>4程度以下</td> </tr> <tr> <td>2.6 Y～10 Yの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～PBの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	R～2.5 Yの場合	5～9程度	4程度以下	2.6 Y～10 Yの場合	2程度以下	B～PBの場合	2程度以下	その他の場合	1程度以下			P. 28 P.138
		使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																											
R～2.5 Yの場合	5～9程度	4程度以下																													
2.6 Y～10 Yの場合		2程度以下																													
B～PBの場合		2程度以下																													
その他の場合		1程度以下																													
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																													
R～2.5 Yの場合	5～9程度	4程度以下																													
2.6 Y～10 Yの場合		2程度以下																													
B～PBの場合		2程度以下																													
その他の場合		1程度以下																													
							P. 29																								
エ 素材	a)	周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。	<p>●耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用</p> <p>○劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。</p>	□建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。			P. 33																								

	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準				
オ 緑化	a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。		<input type="checkbox"/> 建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。				P. 34
		●緑化の位置についての配慮 ○緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。	<input type="checkbox"/> 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。			P. 35	
		●地域の気候、風土への配慮 ○植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。	<input type="checkbox"/> 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。			P. 36	
		●高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。					
屋外広告物			<input type="checkbox"/> 屋外広告物は、三重県屋外広告物条例の禁止地域の制限に準ずる。				